

重 要 事 項 説 明 書

指定居宅介護支援事業所 ひまわり苑

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(午前9時00分～午後6時00分まで)

電話番号	024-547-2260
管理者	渡部 寿子

※ご不明な点はおたずね下さい。

2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所ひまわり苑
所在地	福島市田沢字入20番地
介護保険事業所番号	0770100634
サービスを提供する地域	福島市(旧飯野町を含む)・二本松市・川俣町

※上記地域以外の場合でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤
管理者	1名
主任介護支援専門員	1名以上
介護支援専門員	2名以上

(3) 営業日及び営業時間

	営 業 時 間	
営業日	下記の休業日を除く毎日	9:00～18:00
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月30日～1月3日	
緊急連絡先	指定居宅介護支援事業所 ひまわり苑	024-547-2260

(4) 従業員の業務内容

職 種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員者に、厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
主任介護支援専門員	介護支援専門員へ助言や指導を行います。資質や専門性の向上に努め、質の高いケアマネジメント業務が行える様にします。
介護支援専門員	要介護状態にあるご利用者及びそのご家族のご相談を受け、ご利用者とその心身の状況等に応じて適切な在宅サービスの提供を確保できる様にします。又、在宅サービス利用にあたり居宅サービス計画を作成する共に、市区町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
事務職員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

3. 介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説書及び契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による初回面談の実施。
③	支援内容の合意を確認。その後、必要となるサービス事業所の選定を行う。
④	居宅サービス計画書(案)を作成。その後サービス担当者会議を開催する。
⑤	サービスの提供開始。
⑥	サービス利用状況の確認。(少なくとも月1回は自宅訪問を行う。)

※ 順序が異なる場合があります。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。※但し、保険料滞納等により支払い方法が変更になる場合があります。

償還払いの場合、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

- ① 厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅支援サービス計画費の額です。なお、金額は、下表のとおりです。

要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月

② 特定事業所加算

特定事業所Ⅰの加算要件を充たした場合に算定	5,190円/月
特定事業所Ⅱの加算要件を充たした場合に算定	4,210円/月
特定事業所Ⅲの加算要件を充たした場合に算定	3,230円/月
特定事業所(A)の加算要件を充たした場合に算定	1,140円/月

③ その他の加算

(1) 初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護認定区分が２段階以上の変更となった場合等。３,０００円／回。

(2) 医療連携加算 入院時に病院等と利用者に関する情報の共有等を行った場合

入院時情報連携加算（Ⅰ）２,５００円／回。入院後１日以内に医療機関の職員に対して、必要な情報提供を行った場合。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算（Ⅱ）２,０００円／回。入院後３日以内に医療機関の職員に対して、必要な情報提供を行った場合。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

(3) 退院・退所加算

退院・退所に当たって病院等の職員と面談し、利用者に関する必要な情報の提供や連携を行い、居宅サービス計画書の作成を行った場合に算定。

カンファレンス参加（無の場合） 連携１回 ４,５００円／回、連携２回 ６,０００円／回 連携３回 なし。

カンファレンス参加（有の場合） 連携１回 ６,０００円／回、連携２回 ７,５００円／回 連携３回 ９,０００円／回（３回目の算定は医師の参加が必要）

(4) 緊急時等居宅カンファレンス加算 ２,０００円／回（２回／月を限度）

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

(5) ターミナルケアマネジメント加算 ４,０００円／月

末期の悪性腫瘍に限定せず、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者を対象とする。利用者やその家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス調整等の支援を実施した場合。

(6) 通院時情報連携加算 ５００円／月

利用者が医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合。

(7) 特定事業所医療介護連携加算 １,２５０円／月

前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算の算定に関わる病院との連携の回数の合計が３５回以上。且つ、前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定。及び特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）を算定している場合。

(8) 同一建物減算 所定単位数×95／100 を算定する（5%の減算）

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。

(9) 業務継続計画未策定減算（所定単位数×1／100）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合。

(10) 高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数×1／100）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

④ 交通費

無料です。

5. 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護状態等にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
- ② ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう支援いたします。
- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重すると共に、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。
- ④ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所の前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与について、利用者又はその家族に対し、契約時に説明を行います。
【別紙①】参照。
- ⑤ 行政、地域包括支援センター、介護老保険施設等との連携に努めます。
- ⑥ 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。
又、権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止の意識徹底の為、委員会の開催及び研修会等を定期的開催し、適切な対応ができる様に配慮します。
- ⑦ 当事業所の情報は福島県指定情報公表センターに公表していきます。

(2) 居宅介護支援実施概要など

①居宅サービス計画の作成方法

- ・身体機能面、精神心理面、社会環境面の状況やご利用者のご意向を伺い、総合的に状況を捉えて、居宅サービス計画書を作成していきます。

②相談受付場所

- ・ご自宅、ご利用者及びご家族が指定される場所、当事業所内の相談室または会議室でも行う事ができます。

③担当人数

- ・適正な介護計画作成の為、介護支援専門員1人につき担当人数は39名迄とします。

④介護支援専門員の訪問頻度

- ・原則として月1度の自宅訪問をさせていただきますが、必要に応じて随時訪問いたします。

⑤サービス担当者会議の開催

- ・ご利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はご相談下さい。
調査（課題把握）の方法	○	在宅ケアアセスメント表（居宅サービス計画ガイドライン方式）による。
介護支援専門員への研修実施	○	資質向上のための研修・勉強会に積極的に参加します。

6. サービス内容に関する苦情

①当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情担当者 渡部 寿子（管理者兼主任介護支援専門員）	電話番号 024-547-2260
-------------------------------	-------------------

②苦情解決委員会

苦情解決責任者 村上 由紀子（ひまわり苑施設長）	電話番号 024-547-2220
第三者委員 安田 眞澄	電話番号 024-548-3423
第三者委員 横田 照彦	電話番号 024-549-7530

③その他

下記の窓口にも苦情相談を行う事ができます。

福島県運営適正化委員会	電話番号 024-523-2943
福島県保健福祉部	電話番号 024-521-1111
県北保健福祉事務所	電話番号 024-534-4156
福島市役所 介護保険課介護給付係	電話番号 024-525-6587
福島市社会福祉協議会	電話番号 024-533-8877
福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 024-528-0040
川俣町役場 町民福祉課	電話番号 024-566-2111
二本松市役所 高齢福祉課介護保険係	電話番号 0243-55-5115

7. 個人情報の保護

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはご家族などの個人情報を同意なく、第三者に伝える事が無いように厳守いたします。
- ② 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはその家族等の個人情報に対し、契約終了後も守秘義務により永劫厳守いたします。
- ③ 当事業所は、介護支援専門員その他従業員であった者から、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の個人情報が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ④ 当事業者は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

8. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議システムを用いて実施することができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、虐待防止委員会は場合により他の委員会と一体的に行います。

- ③ 虐待防止のための職員に対する研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施する担当者を設置します。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等

事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 身体的拘束等の原則禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13. 特定事業所としての取り組み

- ① 主任介護支援専門員を配置し、専門性の高いマネジメントが提供できるよう職員の指導にあたります。又、支援が困難な方に対する支援も積極的に行います。

- ② 担当者が必要に応じて利用者等の相談に応じることができるよう24時間連絡体制を確保し、緊急時もスムーズに対応いたします。
- ③ 地域包括支援センター等が実施する会議や勉強会、事例検討会等へ積極的に参加します。支援困難なケースを受託する等、地域包括支援センターとの連携に努めます。
- ④ 公正中立の立場から、自ら特定のサービス事業所に集中して紹介するようなことは致しません。
- ⑤ 障がい者、生活困窮者、難病患者等の他制度、ヤングケアラーについての研修会に参加し、多角的な支援ができる様に配慮します。

14. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 清樹会	
代表者役職・氏名	理事長 三瓶 信	
所在地	福島県福島市田沢字入20番地	
定款の目的に定めた事業	1. 介護老人福祉施設事業 2. 軽費老人ホーム（ケアハウス）事業 3. 短期入所生活介護事業 4. 通所介護事業（特養などへの併設型・認知症対応型） 5. 介護老人保健施設事業 6. 居宅介護支援事業 7. 福島市蓬萊地域包括支援センター 8. 介護予防支援事業	
施設・拠点等	通所介護	1カ所
	特別養護老人ホーム	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	地域包括支援センター	1カ所
	居宅介護支援事業所	1カ所
	介護老人保健施設	1カ所

15. 非常災害対策

防災時の対応	防災設備、避難経路、協力機関への連絡を行い迅速に対応します。
防災設備	消火設備等
防災訓練	月1回の訓練の実施、日頃の防災点検の実施
防火責任者	村上 由紀子

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

【所在地】 福島市田沢字入20番地

【事業所名】 指定居宅介護支援事業所 ひまわり苑

【説明者】

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

【氏名】 _____ 印

代理人（利用者のご家族）

【氏名】 _____ 印

【利用者との関係】 _____